

障害福祉施設・事業所

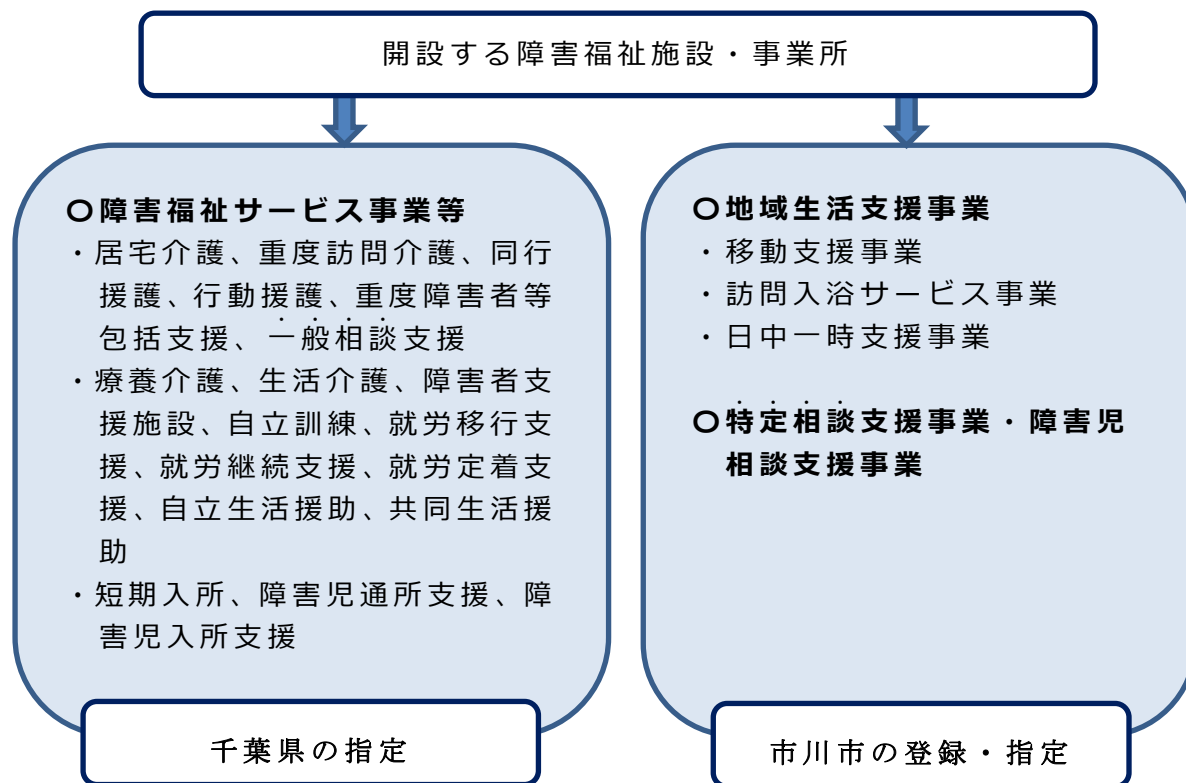
の開設について

市 川 市

1 障害福祉施設・事業所の開設に係る手続について

(1) 指定・登録の窓口

開設する障害福祉施設・事業所によって、以下のとおり千葉県
または市川市の登録・指定を受ける必要があります。



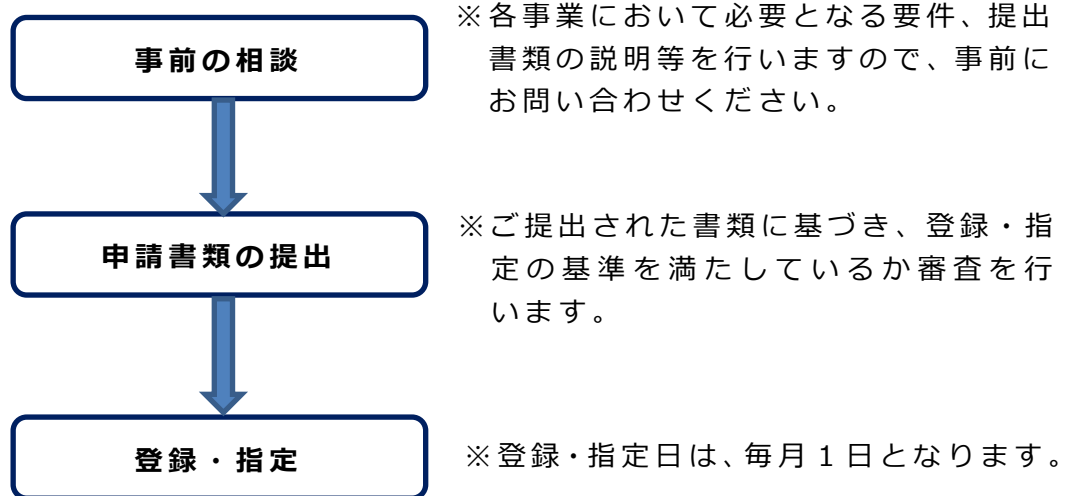
千葉県の指定に関しては、千葉県にお問い合わせください。

(お問い合わせ先：千葉県 障害福祉事業課)

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援、一般相談支援
⇒ 地域生活支援班 (043-223-2335)
- 療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練、
就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
⇒ 施設指導班 (043-223-2308)
- 短期入所、障害児通所支援、障害児入所支援
⇒ 療養支援班 (043-223-2336)

市川市の登録・指定に関しては、後記(2)・(3)をご覧ください。

(2) 市川市の登録・指定までの主な流れ



(3) 市川市の登録・指定の要件等

(地域生活支援事業の登録についての注意点)

- ・事業所を登録する際の要件は、市町村によって異なります。
- ・市川市で事業所登録する際には、事前にその事業所が以下の事業の指定を県（事業所の所在地が政令指定都市・中核市ならばその市）から受けている必要があります。

○移動支援事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれか

○訪問入浴サービス事業

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護のいずれか

○日中一時支援事業

短期入所、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センターのいずれか

※登録日は毎月1日です。登録手続きにつきましては事前にご相談ください。

要件・必要書類等をご案内します。

登録に関する書類のご提出は、登録月前月の14日頃までをお願いします。

(特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定についての注意点)

- ・ 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業の指定を受けるために配置が必要となる相談支援専門員の要件として、相談支援業務や介護等業務に関して一定の実務経験年数が必要となります（事前相談時にご案内します）。
- ・ その上で初任者研修、その後の5年度ごとに1回の現任研修の受講が必要です。現任研修を受講しなかった場合、5年度を経過したところで資格が失効しますのでご注意ください。

※ 指定日は毎月1日です。指定手続きにつきましては事前にご相談ください。
要件・必要書類等をご案内します。

指定に関する書類のご提出は、登録月の前々月の上旬までをお願いします。

2 市川市の補助制度について

【市川市の補助制度】

市川市では、障害福祉サービス等を行う事業所に対し、次のような補助を行っております。

	生活介護	自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	児童発達支援	放課後等デイサービス	日中一時支援
事業所の家賃補助	○	○	○		○		
開設時の備品購入費・バリアフリー改修費の補助	○	○	○		○		
グループホーム開設時の備品購入費の補助				○			
グループホーム入居者の家賃助成				○			
グループホーム(少数定員)の運営費補助				○			
看護師の人件費補助(医療的ケア実施の場合)	○				○	○	○

※ それぞれの補助金に補助要件があります。

※ 具体的な補助要件や補助金額については、障害者支援課 管理班までお問い合わせください。

※ 予算の状況によっては、補助金を交付できない場合があります。

< 障害福祉施設・事業所の開設等に関するお問い合わせ先 >

障害者支援課 管理班 電話 047-712-8516

Fax 047-712-8727

平日 午前8時45分～午後5時